

平成26年度第7回庁議 会議録

[日 時] 平成26年11月21日（金） 9時～9時55分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長及び各部局長
教育委員会事務局は、教育委員会総括次長が代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

市議会定例会提出議案について（企画部）

※会派説明報告（企画部、福祉部、市民部、経済部、教育委員会事務局）

3 連絡事項

（1）愛媛県知事選挙及び衆議院議員選挙について（選挙管理委員会事務局）

（2）全国「にいはま倶楽部」愛媛交流会について（関係部局）

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議議題にもありますように、12月2日に第5回市議会定例会が開会予定となっております。

また、今週の火曜日、水曜日と会派説明が開催され、質疑応答もあったと思いますが、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

市長	<p>それでは、議事に入る。議案にそって建設部より説明をお願いする。また、会派説明を行った部局は、議案説明後、報告をお願いする。</p>
建設部長	<p>建設部からは、報告1件、条例議案3件について説明する。</p> <p>まず、報告第29号「専決処分の報告」については、「和解」についてで、本件は、平成26年8月13日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者6人及び連帯保証人10人を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起しており、このうち入居者1人について、相手方から滞納家賃等を全額一括で支払うことを条件に、賃貸借契約を従来どおり継続させてほしいとの申出があり、この申出に基づき、訴訟代理人と協議した結果、住宅の明渡し及び滞納家賃等の全額支払という市の基本的な意向のうち、滞納家賃等の全額支払という最低限の意向が確保されたことから、当該訴訟を取り下げを含めて、相手方といわゆる裁判外の和解をするため、平成26年9月30日に専決処分したので、報告するものである。</p> <p>なお、本件については、相手方から滞納家賃と督促手数料が支払われ、和解条項が履行されたため、平成26年10月9日に訴えの取り下げを行っている。</p> <p>次に、議案第77号、「新居浜市市営住宅条例及び新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定」については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正に伴うもの及び市営住宅の家賃等の取扱いについて私債権として取り扱うための改正である。</p> <p>改正の主な内容は、まず、第1条の新居浜市市営住宅条例の一部改正については、市営住宅入居者資格のうち、第6条第2項第5号に規定している中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を受けている者について、同法一部改正により当該支援給付の額の算定の対象が特定配偶者へ限定されたことに伴い、一部改正法の施行前に支援給付を受けている者についても従前と同様に対象としようとするものである。</p> <p>また、市営住宅の家賃等について、平成27年4月分から私債権として取り扱うことに伴い、督促手数料を督促事務費に変更し、実費に相当する額として、督促状1通につき100円を徴収する規定を整備するものである。</p> <p>次に、第2条の新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部改正については、市営住宅条例と同様に家賃等について、平成27年4月分から私債権として取り扱うことに伴い、督促手数料を督促事務費に変更し、実費に相当する額</p>

として、督促状1通につき100円を徴収する規定を整備するものである。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行し、第1条中新居浜市市営住宅条例第6条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第83号、「新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定」については、新居浜駅周辺の交通結節点機能の強化を図ることを目的に、整備を進めている新居浜駅南口広場駐車場が平成27年春に完成予定で、当施設を適正に管理し、運営するため、条例の一部を改正しようとするものである。

改正内容としては、自動二輪車の取り扱いを自転車等駐車場での対応とし、駐車場から除外するため、第2条では、用語の規定において、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び普通自動車等の規定を削除し、第4条では、駐車することができる自動車について、大型自動二輪車及び普通自動二輪車の規定を削除するものである。

次に、第3条では、駐車場の名称及び位置に新居浜駅南口広場駐車場についての規定を追加し、別表に新居浜駅南口広場駐車場の駐車料金の規定を追加するものである。新居浜駅南口広場駐車場は、駅利用者の送迎を主たる目的としていることから、その駐車料金を新居浜駅前駐車場の料金体系と同様に、駐車時間が30分までは無料、30分を超える場合は、30分を超える30分までごとに100円を徴収するものである。

なお、この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行したいと考えている。

次に、議案第84号、「新居浜市公営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定」については、新居浜駅周辺の交通結節点機能の強化を図ることを目的に、整備を進めている新居浜駅南口広場駐輪場が平成27年春に完成予定であることから、当施設を適正に管理し、運営するため、条例の一部を改正しようとするものである。

主な改正内容は、まず、新居浜市駐車場条例との統一性を図るため、題名を新居浜市自転車等駐車場条例に改め、自動二輪車の取り扱いを自転車等駐車場で対応可能とするため、第1条及び第3条で駐車することができる自転車等に大型自動二輪車の規定を追加するものである。

次に、第2条では、名称及び位置として新居浜駅南口広場駐輪場を追加するものである。

次に、新居浜駅南口広場駐輪場の使用料を新たに規定し、また、自転車の定期駐車に係る使用料について、開放式施設と屋内式施設との差別化を図るため、第8条及び別表を改め、別表に新居浜駅前駐輪場の開放式施設の自転

<p>教育委員会 事務局長</p>	<p>車の駐車に係る使用料及び新居浜駅南口広場駐輪場の使用料を規定するものである。これにより、開放式施設の自転車の定期駐車使用料を、1か月で900円、3か月で2,400円、6か月で4,600円、12か月で9,000円とするものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えており、第2条の表に次のように加える改正規定及び別表の改正規定のうち新居浜駅南口広場駐輪場に係る部分については、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行したいと考えている。</p> <p>教育委員会からは、報告2件、条例議案3件について説明する。</p> <p>まず、報告第30号及び報告第31号は、「損害賠償の額の決定」についてで、平成26年8月19日若宮小学校及び平成26年9月3日宮西小学校において発生した事故は共に、学校施設の職員が除草作業を行っていた際、草刈機により跳ね飛ばした小石が、駐車中の車両に当たり、車両を損傷させた事故で、事故に係る損害賠償の額を決定し、平成26年10月6日、専決処分をしたので、報告するものである。</p> <p>損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市長会の査定により、車両の修理に要する費用を、若宮小学校において発生した事故については「13万2,000円」と、宮西小学校において発生した事故については「15万2,009円」と決定したものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われており、今後においては、校内作業時の安全確認、危険防止について、より一層、注意喚起を促し、学校長の指導の下、教職員が一丸となって安全な学校運営に努めていく。</p> <p>次に、議案第78号「新居浜市青野記念奨学基金条例の一部を改正する条例」については、本議案は、新居浜市青野記念奨学基金からの奨学基金の貸付け及び給付を受けることができる対象について、「学校教育法」に規定する短期大学、高等専門学校又は専修学校から4年生の大学に編入学をする者を追加するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>主な、改正の内容は、第6条で奨学基金の貸付け及び給付は、現在、修業年限4年以上の大学に新たに入学する者を対象にしているが、短期大学、高等専門学校又は専修学校から大学に編入学した者を追加するものである。</p> <p>この改正により、向学意欲のある学生をより幅広く支援することが可能となる。</p> <p>次に、議案第79号、「新居浜市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、本議案は、大島にある旧新居浜市立</p>
-----------------------	--

大島小学校の施設改修工事が、平成26年度内に完了する予定で、この施設を新居浜市大島交流センターとし、現在の大島公民館を廃止するものである。

新たな新居浜市大島交流センターは、幅広い地域交流拠点として、様々な可能性を持ち合わせた施設運営がなされるよう、社会教育法等による制限のない施設として設置しようとするものである。

主な改正の内容は、現在、金子校区に、地域交流拠点となる施設として新居浜市地域交流センターを設置しているが、新たな施設の運用は同様であり、この施設の名称を新居浜市大島交流センターとし、その位置と併せ、第2条の表に追加したいと考えている。

また、附則第5項において、新居浜市立公民館設置及び管理条例を改正し、大島公民館を廃止することを規定している。

次に、議案第80号、「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定については、本議案は、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブで、その設備及び運営に関する基準を、厚生労働省で定める基準に基づき、条例で定めることが必要となったため、定めようとするものである。

基準については、従事する者の資格及び人数については、国が定める基準に従うべき基準であり、それ以外の部分については国が定める基準を参酌し、定めることとされている。

国で定められている基準に沿う運営を行うことにより、クラブを利用する児童に適切な支援を提供することができるものと判断されることから、国の基準に沿うことにより基準を定めたいと考えている。

条例の主な内容は、まず、第2条の「最低基準の目的」で児童が心身ともに健やかに育成されることを保障するなどの最低基準制定の目的を、第9条の「設備の基準」で、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上の面積を備えること等について、第10条の「職員」で、クラブには放課後児童支援員を必ず置かなければならないこと、保育士などの必要な資格等、第22条の「実費徴収金の減免」は独自基準で、市が自ら運営するクラブの実費徴収金の減免等について定めている。

次に、会派説明を行った「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営」について報告する。

主な質疑の内容は、市独自基準の実費徴収金の減免が規定されているが、今まで減免はなかったのか。支援は、小学校に就学している児童となっているが、実際はどう規定するのか。などの質問が出された。

<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、報告1件、一般議案2件、条例議案2件について説明する。</p> <p>まず、報告第32号、「専決処分の報告」については、「和解及び損害賠償の額の決定について」で、平成25年12月17日午前6時20分頃、垣生漁港（垣生地区）の臨港道路、垣生六丁目甲2223番路上において、東進中の自転車が歩道上の舗装欠損箇所を通過した際、当該欠損箇所に前輪が落ち、運転者が転倒し、負傷した事故に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、平成26年10月14日、専決処分をしたので、報告するものである。</p> <p>和解の内容としては、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、新居浜市は治療費、診断書料、慰謝料及び休業損害の合計「150万792円」の50パーセントに相当する額「75万396円」のうち、「71万1,270円」については、相手方に支払いし、国民健康保険の保険給付に係る求償分「3万9,126円」については、愛媛県国民健康保険団体連合会に支払いするものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、全国市有物件災害共済会から支払われている。</p> <p>今回の事故原因となった舗装欠損箇所については、舗装を行い段差を解消し、安全対策を行っており、今後においては、危険箇所の早期発見、早期対応に努め、より一層、漁港施設の適切な維持管理に努めていく。</p> <p>次に、議案第73号、「新居浜市商業振興センターの指定管理者の指定」については、新居浜市商業振興センターは、平成24年度から「新居浜商店街連盟」が指定管理者となり、管理運営を行っている。今回の公募に当たり、「商店街の課題の把握と施設の将来的な有効活用方法」に関する提案等を募り、その結果、新居浜商店街連盟の1団体のみ応募ではあったが、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、施設の魅力を向上させる取組に期待したいとの評価により、適格と判断されたため、新居浜市商業振興センターの指定管理者に、「新居浜商店街連盟」を指定するものである。</p> <p>なお、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を予定している。</p> <p>次に、議案第74号、「新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定」については、森林公園ゆらぎの森は、平成24年7月から森実運輸株式会社が指定管理者となり、管理運営を行っている。今回の公募に当たり、地元住民の雇用などを募集の要件とし、その結果、森実運輸株式会社の1団体のみ応募であったが、新居浜市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き新居浜市森</p>
-------------	--

林公園ゆらぎの森の指定管理者に森実運輸株式会社を指定するものである。

なお、指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間で予定している。

次に、議案第81号、「新居浜市別子山簡易給水施設の条例一部を改正する条例」の制定については、別子山地域の方の安全で良質な給水を確保し、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図るため、改良整備を進めてきた別子山保土野簡易給水施設及び弟地簡易給水施設が完成することに伴い、これらの施設を新居浜市別子山簡易給水施設として設置及び管理し、平成27年4月から供用を開始するため、条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容としては、まず、簡易給水施設の名称及び給水区域について、別表第1に保土野簡易給水施設及び弟地簡易給水施設を追加するものである。

次に、附則第2項では、今回の条例の一部改正により、別子山地域内の全ての給水施設が、本条例に基づき供用する施設となることから、新居浜市別子山水道条例を廃止し、附則第3項から第5項までにおいては、別子山水道条例の廃止に伴う経過措置及び準備行為について規定するものである。

また、附則第6項では現在設定している料金の見直しについての検討条項を規定している。

なお、この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第82号、「新居浜市端出場温泉保養センター設置及び管理条例を廃止する条例」の制定については、新居浜市端出場温泉保養センターは、市民の健康の増進と福祉の向上、余暇の充実を図るため、平成3年に設置した公の施設で、これまで多くの市民や観光客の皆様にご利用されてきた。

本議案は、建設以来23年が経過し、施設の老朽化が進み、このままでは今後も多額の維持管理経費が必要となることから、温浴施設と子ども用遊戯施設の複合施設として再生を図るため、現在の端出場温泉保養センターを平成27年6月30日限りで廃止しようとするものである。

また、経過措置として、この条例の公布の日から平成27年6月30日までの間において、会員使用料を前納しようとする者に係る会員使用料を日割りとすること、及び平成26年7月2日から交付日の前日までの間において会員使用料を前納した者に係る当該会員使用料は、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に限り、一部を還付することができることとしたいと考えている。

なお、この条例は、平成27年7月1日から施行したいと考えている。

次に、会派説明を行った「マイントピア別子改修事業」について報告する。

企画部長	<p>質疑の内容としては、岩盤浴の施設内容、利用方法、浴衣やバスタオルの貸し出しの有無、県内の岩盤浴施設はどこにあるかなどが多く、会派から出された。</p> <p>また、温泉、岩盤浴、子供用遊戯施設の料金について、芝生広場のフィットネスゾーンの遊具の耐用年数、子供用遊戯施設のボールプールの衛生管理、屋外トイレなどについて質問が出された。</p> <p>マイントピア別子改修事業の基本設計案全体としては、概ね了解していただいている。</p> <p>ただ、意見として温泉の現在想定されている高齢者、障がい者の料金300円は、市内の銭湯の400円に比べて安いのもっと高くすべきでは、また、温泉を存続するというのは理解できるが、施設が立派すぎるのではないかと、今後の指定管理の在り方などについて、意見が出された。</p> <p>企画部からは、報告2件及び予算議案5件について説明する。</p> <p>まず、報告第33号及び報告第34号の「専決処分した事件に承認」については、「平成26年度一般会計補正予算（第4号）」及び、「平成26年度渡海船事業特別会計補正予算（第1号）」を専決処分したものである。</p> <p>まず、報告第33号、「平成26年度一般会計補正予算（第4号）」については、今回の補正は、1,620万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ472億7,871万1千円とするものである。</p> <p>歳入については、基金繰入金1,620万円を追加し、歳出については、渡海船の船舶修繕にかかる繰出金を支出するため、「渡海船事業特別会計繰出金」1,620万円を追加するものである。</p> <p>次に、報告第34号、「平成26年度渡海船事業特別会計補正予算（第1号）」については、今回の補正は、1,620万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,955万8千円とするものである。</p> <p>歳入については、一般会計繰入金1,620万円を追加し、歳出については、渡海船の船舶修繕費を支出するため、船舶修繕料1,620万円を追加するものである。</p> <p>次に、議案第85号から議案第89号までの予算議案5件について説明する。 <平成26年度12月補正予算案の概要に沿って説明></p> <p>一般会計の今回の補正予算は、「東予港（東港）建設事業」等の単独事業のほか、「ふるさと応援寄附金推進費」等の施策費、「道路橋りょう災害復旧費」等の災害復旧費及び経常経費について予算措置するもので、8億4,474万4千円を追加し、補正後の予算総額を歳入、歳出それぞれ481億2,345万5千円とするものである。</p>
------	---

これを前年度同期と比較すると、8,787万4千円、0.2%の増となっている。

特別会計については、公共下水道事業特別会計など4つの特別会計の補正となっている。

次に、一般会計補正予算の主な事業については、単独事業では、「東予港（東港）建設事業」については、東港臨海道路の舗装、泊地浚渫、防波堤改良工事による市負担金の追加で、単独事業費は、これらにより4,133万1千円の追加となっている。

次に、施策事業では、「ふるさと応援寄附金推進費」については、寄附件数の増加に伴い不足する、お礼の品の特産品発送業務委託料などを追加するものである。

「総合文化施設建設推進費」については、平成27年度総合文化施設開館時に必要な、備品等購入費を追加するものである。

「子ども医療助成費」については、受診件数が当初見込みより増加したことにより、扶助費等を追加するものである。

施策費については、これらの事業で、2億9,878万5千円の追加となっている。

次に、経常経費は、「過年度支出金」のほか、公共下水道事業特別会計への繰出金等で、5,032万8千円の追加となっている。

災害復旧事業費については、平成26年8月10日の台風11号や、10月13日の台風19号などにより被災した、公共土木施設等の復旧をおこなうもので、4億5,430万円を追加するものである。

これらを賄う財源は、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債の特定財源のほか、市税、寄附金を充当するものである。

次に、債務負担行為については、平成27年度の指定管理者への管理委託のため、森林公園ゆらぎの森管理委託料ほか1件について、債務負担行為を設定するものである。

特別会計については、公共下水道事業特別会計は、建設費の減額等について予算措置するもので、3億5,302万3千円を減額するものである。

国民健康保険事業特別会計は、介護納付金、後期高齢者支援金等の確定による歳出予算の組替措置である。

介護保険事業特別会計は、介護保険制度改正に伴う、介護保険システム改修委託料について予算措置するもので、2,205万4千円を追加するものである。

工業用地造成事業特別会計は、工業用地造成事業（観音原地区）における公有財産購入費等について予算措置するもので、2億9,400万円を追加

環境部長	<p>するものである。</p> <p>次に、会派説明を行った「平成26年度12月補正予算」、「新居浜市防災拠点施設建設基本計画(案)」、「総合文化施設」について、概要を報告する。</p> <p>まず、「平成26年度12月補正予算」については、子ども医療助成費について当初見込が月平均600件、現状は1,200件だが、こういった理由で倍近くにもなったのか。工業用地特別会計で、土地が坪5万円位で、このあと造成費がプラスとなるが、売れるのか。ふるさと応援寄附金推進費で、ふるさと納税の収支はどうなのか。災害復旧費について、今回新居浜東港等被災された箇所の復旧工事になると思うが、台風により被災されたのは分かるが、経年劣化的なものもあるのか、想定されていなかった災害なのか、また、今後復旧する際にはある程度強度を持たせる工事を含めて考えているのかなどの質問が出された。</p> <p>次に、「新居浜市防災拠点施設建設基本計画(案)」については、本庁と防災拠点施設をつなぐ通路は設置しないのか。通信指令システムも新しくするのか。地権者の同意は得ているのか。南への出入りは考えていないのか。屋上に非常用発電機等を設置予定だが、停電時に発電し、どの程度の時間を想定しているのか。救急車の出動回数が増えていると聞いているが、その当たりのことは考慮されているのかなどの質問が出された。</p> <p>次に、「総合文化施設」については、寺坂記念室はどのようになったのか。現場の方から聞いた話であるが、今回の工事は初めての工法が多く、戸惑いや不安が多いようである。早く仕上げるよう取り組んでいただいているとは思いますが、余裕を持った工程、工事の管理をお願いしたい。太鼓台ミュージアムに展示するための予算、太鼓台の選定の仕方などは、市が行うのか。その場合、2か月ごとの交代、年間6台ということか。「新居浜の太鼓を担いでみませんか」といった太鼓にさわられるような企画は計画していないのか。カフェは指定管理者と新居浜市のどちらがやるのか。備品購入費は計画当初から入っていなかったのか。ピアノは何を購入するのか。工期が延びるとのお話があったが、最悪で7月のオープンなのか。それ以降にずれ込む可能性もあるのかなどの意見が出された。</p> <p>環境部からは、議案第71号について説明する。</p> <p>議案第71号、「和解」については、平成21年10月から平成26年7月までの間、有限会社高橋産業が、収集した一般廃棄物処理手数料を支払うべき事業系一般廃棄物の一部を可燃ごみ委託収集車両に積載し、家庭系一般廃棄物として新居浜市清掃センターへ不正に搬入することにより、一般廃棄物処理手数料の支払いを免れていた事件について、相手方と和解しようとする</p>
------	--

	<p>るものである。和解の内容については、相手方は、「新居浜市に対し謝罪すること。」、「相手方は、新居浜市に対し、本件事件において新居浜市清掃センターに不正に搬入された一般廃棄物の量を992,720キログラムとして新居浜市が算出した一般廃棄物処理手数料の未納分に相当する額796万4,800円に、新居浜市督促手数料及び延滞金条例の規定に基づく延滞金に相当する額254万7,457円を加えた合計1,051万2,257円の支払義務があることを認め、平成27年2月27日までに支払うこと。」とし、この事項以外には、新居浜市と相手方との間に一切の債権債務のないことを確認し、和解したいと考えている。</p> <p>総務部長 総務部からは、議案第72号及び追加提出予定の条例議案、人事議案等について説明する。</p> <p>まず、議案第72号、「工事請負契約の変更」については、「新居浜市総合文化施設建設工事」の請負契約の変更で、平成25年3月の第1回市議会定例会での議決を経て「三井住友建設・一宮工務店・白石工務店共同企業体」が施工中の工事である。</p> <p>変更しようとする内容は、工事期間で、「慢性的な建設工事現場での作業員不足」、「建設資材の調達遅延」に加え、大型建築工事等の増加により、鉄骨工事の製作図作成や製作工場の製作ライン確保等に不測の日数を要したことから、「平成25年3月22日から平成27年1月30日まで」となっていたものを「平成25年3月22日から平成27年3月31日まで」に変更するものである。</p> <p>次に、追加提出予定の議案等については、まず、人事院勧告に伴う国家公務員に係る給与改定に準じた議会議員並びに特別職及び一般職の給与改定に関する条例議案と人件費の補正予算である。</p> <p>また、追加提出予定の人事議案については、まず、新居浜市教育委員会の委員の任命については、伊藤嘉秀氏の任期満了に伴い、新たに教育委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものである。</p> <p>次に、新居浜市公平委員会の委員の選任については、神野勝太氏の任期満了に伴い、新たに公平委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。</p> <p>福祉部長 福祉部からは、追加議案を含め、議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案第75号、「新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例及び新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」については、児童福祉法の一部改正に伴い、それぞれの条例中の引用</p>
--	--

	<p>法令条項のずれが生じたことから、所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は、平成27年1月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、追加提出予定議案として、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が今月の19日に公布されたことから、追加議案として上程するものである。</p> <p>内容は、出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4,000円」に引き上げるものである。</p> <p>なお、出産育児一時金は引き上げとなるが、出産時の事故の場合の補償金を支払う制度、いわゆる「産科医療補償制度」の掛け金引下げにより、出産育児一時金の加算額が3万円から1万6,000円に引き下げとなり、総額では同額となるものである。</p> <p>なお、この条例は、平成27年1月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、会派説明を行った「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（案）」について、概要を報告する。</p> <p>質疑の内容としては、消費税増税が先送りとなった場合の対応はどうか。就学前の発達障がいに対する取り組みは重要である。中長期的な計画だが、実際に行っている内容も記載しているのか。言葉を並べるだけでなく実践が大事であるため、具体的な内容で取り組んでほしい。などの質疑や意見が出された。</p> <p>この計画（案）については、会派説明後の11月20日（木）から12月12日（金）まで市民意見提案制度に基づくパブリックコメントを実施している。</p>
消防長	<p>消防本部からは、議案第76号について説明する。</p> <p>議案第76号、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定」については、今回の改正は、児童扶養手当法等の一部改正に伴い、条例中の引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の新居浜市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用したいと考えている。</p>
市民部長	<p>市民部からは、会派説明を行った「新居浜市まちづくり協働オフィスの運営方法の見直し」について、概要を報告する。</p> <p>質疑の内容としては、まちづくり協働オフィス利用登録団体自身の事業内容、実態に関する情報を十分に把握し、利用団体の状況を踏まえた指導助言</p>

	<p>が必要である。団体の意見を十分に聴き推進すべきであるという意見が出された。</p> <p>また、中間支援組織には、コーディネーターが不可欠であり、勤務時間以外にも対応できるような支援のあり方を、今後考えておく必要があると思う。外部アドバイザーの必要性などの要望が出された。</p> <p>その他、市民活動団体による運営協議会の自主運営を目指すということであるが、どんな運営協議会を作るのか。今回の大きな見直しの理由は何か。「市民活動団体が連携する運営協議会方式での自主運営」とは、具体的にどういうことか。ボランティア・市民活動センターと協働オフィスの将来像を示してもらいたい。直営での職員体制はどうなるのか。協働オフィスと自治会の関係はどうか。管理強化ではなく、弱い者の立場で考えてほしい。特定団体の主導にならない配慮が必要である。新居浜市生涯学習センターとの連携や夜間利用についての考えは。協働の精神を活かしながらの体制整備を望む。生涯学習センターとの連携については、どう考えているのか、などの意見、要望などが出された。</p>
<p>連絡事項</p> <p>(1) 愛媛県知事選挙及び衆議院議員選挙について</p> <p>(2) 全国「こいはま倶楽部」愛媛交流会について（関係部局）</p>	
<p>選挙管理委員会事務局長</p> <p>市長</p>	<p>先般の愛媛県知事選挙では、告示から投票まで長期間に渡りご協力をいただき、大きな問題もなく執行できましたことをお礼申し上げます。</p> <p>また、第47回衆議院議員総選挙に向け、本日、解散されるということで、ただいま、応援勤務についてお願いしているところで、前回同様に選挙事務へのご配慮をお願いします。</p> <p>愛媛県知事選挙では、投票率が6%ほど落ちているが、選挙に関する関心が薄いので、投票率アップへ何らかの工夫が必要である。投票率アップへ向け、対応をお願いします。</p> <p>他になければ、「全国「こいはま倶楽部」愛媛交流会」について私の方から願いで、今月の27日19時から東京第一ホテル松山にて第2回目の交流会が開催されるが、各部局長におかれましては、当日、送迎バスも用意するので、積極的な参加をお願いします。</p> <p>他にないようなら、これで第7回庁議を終了する。</p>